

令和4年度一般社団法人宮崎県建築協会意見交換会

日 時：令和4年8月2日（火）
午後4時から午後5時まで
場 所：県土整備部会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
(一社)宮崎県建築協会会長 松本 純明
宮崎県県土整備部次長 境 光郎
- 3 出席者紹介
下表参照
- 4 議 題
県からの情報提供
- 5 閉 会

○ 出席者

宮崎県県土整備部

役 職 名	氏 名
次長（都市計画・建築担当）	境 光郎
営繕課長	金子 倫和
営繕課設備室長	中武 英俊
課長補佐（建築）	田河 眞司
課長補佐（スポーツ施設）	堀内 明彦
建築計画担当 主幹	山中 昌明
〃 技師	大澤 洸希

(一社)宮崎県建築協会

役 職 名	氏 名
会 長	松本 純明
副会長	片地 昭次
副会長	河野 一治
専務理事兼事務局長	松元 義春

令和4年8月2日
県土整備部営繕課

県（県土整備部営繕課）からの情報提供

- 1 総合評価落札方式の改正について 今年度6月から
 - ・ 確認書発行対象の同種工事の拡大（簡易型・特別簡易型）
これまで、国、宮崎県、県内市町村が発注した工事を対象としていましたが、国、都道府県、市町村に拡大しました。（改修工事は、国、都道府県）
 - ・ 同種工事の実績評価の見直し（簡易型・特別簡易型）
企業の評価：標準5件満点から3件満点へ引き下げ
配置予定技術者：原則、施工経験を求めない 若干技術者が不足するように
 - ・ 技術申請書提出の電子化について（簡易型・特別簡易型）
技術申請書の提出は、宮崎県公共事業情報サービスにおいて、各発注機関のリンクにある申請書フォームから申請するように変更しました。デジタルに。
 - ・ 確認書発行申請の事前受付について（簡易型・特別簡易型）
技術申請書の提出方法の変更に伴い、営繕工事についても土木工事と同様に確認書発行申請を随時受け付けることとしました。P3参照 CD又はX-11で提出
 - ・ 地域企業育成型の適用範囲の拡大
これまで 4,000万円未満 → R4.6以降 5,000万円未満
↳ A775の発注は未定
- 2 建設キャリアアップシステム（CCUS）の改定について P4
 - ・ 令和4年7月1日から営繕課が発注する工事は、全て建設キャリアアップシステム活用モデル工事の対象としました。
 - ・ 活用推奨モデル工事のカードリーダー設置費用及び現場利用料については、県が費用の一部を負担します。
- 3 営繕工事における余裕期間設定工事の試行について P5
土木工事で取り組んでいる「余裕期間の設定工事」を営繕工事においても試行を開始しました。
- 4 営繕工事における週休2日促進工事の試行について P6
 - ・ 令和元年6月1日から試行開始
 - ・ 令和4年4月1日から営繕課が発注する工事は全て対象
※営繕課で指定する一部の工事から拡大

5 営繕工事における快適トイレ設置の試行について P7

- ・ 令和3年7月1日から試行開始
- ・ 令和4年4月1日から営繕課が発注する工事は全て対象
※建築一式特A、Aクラスから拡大

6 営繕工事における遠隔臨場の試行について P8

令和3年7月1日から営繕課が発注する全ての工事を対象に試行開始

7 工事書類の簡素化について P10

- ・ 令和3年4月1日から試行開始
- ・ 今後、更なる簡素化（押印省略、工事写真の電子納品等）を検討

8 工事監理業務の外部委託について

建築士事務所等に委託
2ヶ所（高千穂・日向）実施 今年度も実施予定で拡充

9 令和4年度における今後の工事発注予定について

- 特A
- ・ 県営生年島団地
 - ・ 北浦地区荷捌り場
 - ・ 宮崎県休暇場
 - ・ 小坂昇団地
- } 総合評価

- A
- ・ 佐市北団地
 - ・ 塩染団地
- } 景観改善工事など

令和４年度 確認書発行の申請受付について

今年６月から、総合評価落札方式（簡易型・特別簡易型）の手続きを一部電子化し、手続きに時間を要することが想定されますので、確認書発行の申請を令和４年７月１９日から随時受け付けることとします。

提出の際は、審査に必要な資料（各様式、添付資料（証明書、コリンズ、昨年度の確認書の写し等））を紙出力したもの及び各様式の電子データ（Excel 形式）の提出をお願いします。各様式は「様式のダウンロード」に掲載している令和４年６月１日からの様式で提出してください。各様式の電子データを、ＣＤ等に保存して下記提出先に持参又は郵送、又は下記営繕課メールアドレス宛てにメールで提出してください。

確認書発行申請の流れは、「総合評価落札方式の手引き＜様式記載例＞」の３ページ等を参照してください。なお、営繕工事については、様式６－２の提出は不要です。

入札公告に記載された技術申請書締切日までに提出がない場合は、当該入札には参加できませんので御注意ください。

記

提出先

〒８８０－８５０１ 宮崎市橘通東２丁目１０番１号 宮崎県県土整備部営繕課
建築一式工事…営繕課 建築計画担当 電話：０９８５－２６－７５４８
電気設備工事、機械設備工事…営繕課設備室 設備計画担当 電話：０９８５－３３－９２２４

問い合わせ方法

下記アドレスにメールでお問い合わせください。

営繕課メールアドレス eizen@pref.miyazaki.lg.jp

※ 担当者不在等で電話によるお問い合わせに対応できない場合がございますので、メールでお問い合わせください。

建設キャリアアップシステム（CCUS）に関する取組について

（概要）

技能者の就業実績や資格を登録し、技能の公正な評価と処遇による担い手の確保を目指すとともに、工事の品質向上、現場作業・管理の効率化などにつなげる。

平成31年4月から本格運用が開始されている。技能者の利用登録や事業所登録には料金が必要。

（仕組み）

○技能者のレベルに応じたカードが交付され、現場のカードリーダー等で情報を蓄積

○蓄積情報は、保有資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴、建退共など

○令和5年度より、公共工事・民間工事においてCCUS活用へ完全移行予定

1 建設キャリアアップシステム活用モデル工事

（対象工事）

CCUS 義務化モデル工事

県土整備部が発注する建設工事のうち、WT0 対象工事などの大規模工事から選定し、試行する。

※ 対象工事：新宮崎県体育館建設主体工事、新宮崎県陸上競技場建設主体工事（1工区）

CCUS 活用推奨モデル工事

県土整備部が発注する全ての建設工事が対象（令和4年7月より適用）

2 改定内容

- ・県土整備部が発注する工事は、全て建設キャリアアップシステム活用モデル工事（CCUS 義務化モデル工事またはCCUS 活用推奨モデル工事）の対象とする。
- ・CCUS 義務化モデル工事に加え、CCUS 活用推奨モデル工事についても、県が費用（カードリーダー設置費及び現場利用料）の一部を負担する。

※活用実績に応じて最終設計変更時に対応。

3 取組状況

- ・CCUS 義務化モデル工事 2件（CCUS 実施中）
- ・CCUS 活用推奨モデル工事 7件（うち1件がCCUS 実施中）

4 達成状況

現時点では、新宮崎県陸上競技場建設主体工事(2工区)が目標基準を達成。残り2件は基準未達成であるが、工期末には最低基準を達成できる見込み有り。

営繕工事における余裕期間を設定工事について

1 目的

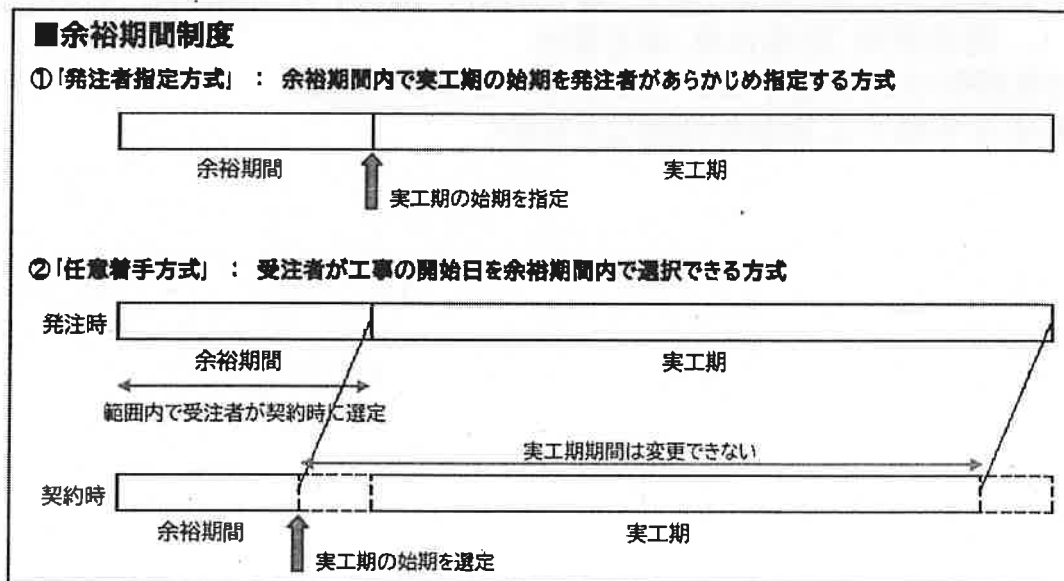
工事開始前に建設資材や技術者及び労働者の確保等の準備を行うための「余裕期間」を設定する建設工事を施行し、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図る。

2 概要

余裕期間を設定した建設工事において、契約日から4ヶ月を超えない範囲で、余裕期間（建設資材や労働者等の準備の期間を確保し、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るための期間）を設定することができる制度である。期間設定方式は以下の2通り。

発注者指定方式…発注者が工事の始期を指定する方式

任意着手方式…発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を選択する方式



※用語の定義

- ・余裕期間…契約日から実工期の始期の前日までの期間のこと。
- ・実工期…実際に工事を施工するために必要な期間のこと。
- ・全体工期…余裕期間と実工期の合計で、始期と終期を明記した期間のこと。

3 取組状況

○令和4年度の発注実績

「発注者指定方式」で2件発注済み ※「任意着手方式」は実績なし

1. 県営瀬貝団地 61-1 号棟景観改善他工事
2. 県営神宮駅東団地 4 号棟景観改善他工事

4 営繕工事における週休2日促進工事の試行

○ 概要

政府の「働き方改革実行計画」を踏まえ、営繕課工事においても「週休2日促進工事」を試行。

受注者からの希望があれば、週休2日の達成状況に応じ労務費を増額補正。

※土木工事は、当初発注から4週8休以上の現場閉所の補正係数で積算し、未達成の場合は減額。土木一式工事の特A・Aクラスは、発注者指定型。

○ 対象工事

県営繕課が発注する全ての工事(令和4年4月1日から拡大)

○ 試行開始

令和元年6月1日から

○ 主な内容

- ・4週6休以上の現場閉所で、達成状況により労務費を増額補正(最終変更時)
 - ※分離発注工事(建築、電気、管)の場合、発注した工事ごとに休日をカウントし、現場閉所(現場休息)率を算出
- ・対象期間は工事着手日から工事完成日までの期間
 - ※年末年始や工場製作期間などを除く

5 営繕工事における快適トイレ設置の試行

○ 概要

男女ともに働きやすい現場環境を整備するため、営繕工事においても「快適トイレ設置」を試行。

現場に一定の水準を満たす「快適トイレ」を設置するものについて、県が費用の一部(上限102,000円/月)を負担(設計変更)する。

○ 対象工事

県営繕課が発注する全ての工事(令和4年4月1日から拡大)

○ 試行開始

令和3年7月1日

特A・Aの工事のうち8件で実施した

○ 実施手続

- ・快適トイレであることを示す書類(見積書、仕様書、カタログ等)を工事打合簿に添付し監督員に提出 → 監督員は監督員指示書で実施を指示
- ・トイレ設置後、写真、仕様書、費用の内訳が分かる取引書類を監督員に提出
- ・工事完了後、アンケート調査に協力

○ 「快適トイレ」の仕様

快適トイレの標準仕様

1. トイレに求める機能

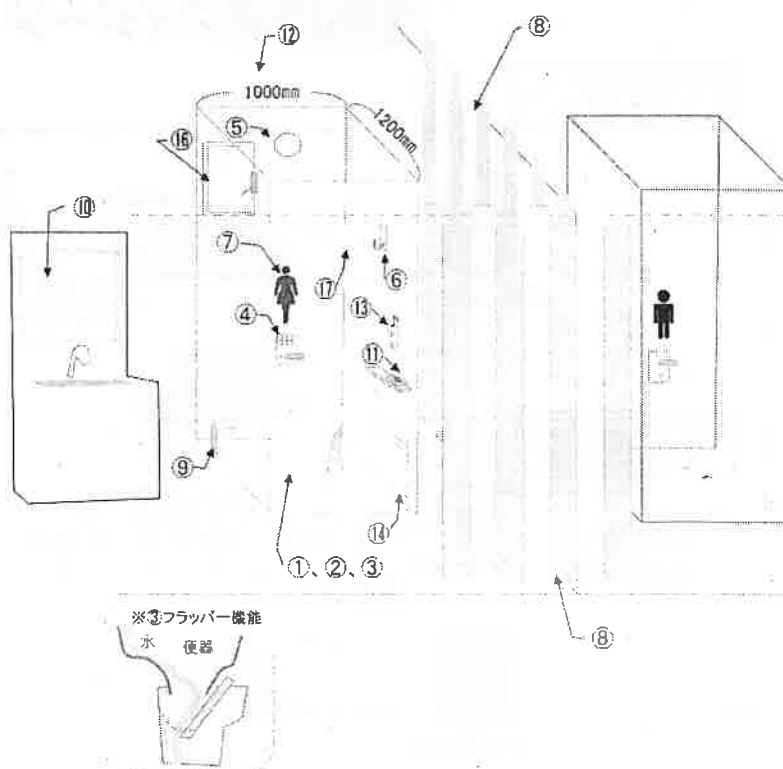
- ①洋式便座
- ②水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置を含む)
- ③臭い逆流防止機能(フラッパー機能)
(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取る
こと)
- ④容易に開かない施錠機能(二重ロック等)
(二重ロックの備えがなくても容易に開かないこ
とを製造者が説明出来るもの)
- ⑤照明設備(電源がなくても良いもの)
- ⑥衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場
設備機能(耐荷重5kg以上)

2. 付属品として備えるもの

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入
口が直接見えないような配置等)
- ⑨サニタリーボックス(女性専用トイレに限る)
- ⑩鏡付きの洗面台
- ⑪便座除菌シート等の衛生用品

3. 推奨する仕様、付属品

- ⑫室内寸法900×900mm以上(半量程度以上)
- ⑬換気装置
- ⑭フィッティングボード
- ⑮フラッパー機能の多量化
- ⑯窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場等(トイレトペーパー予備置き場)



6 営繕工事における遠隔臨場の試行

○ 概要

建設現場の作業効率化による生産性向上を図るため、営繕工事における監督員の立会い、協議、検査及び調整において遠隔臨場を試行。

新たに機器を準備(リース又は購入等)した場合は、県が費用の一部を負担(設計変更)する。

○ 対象工事

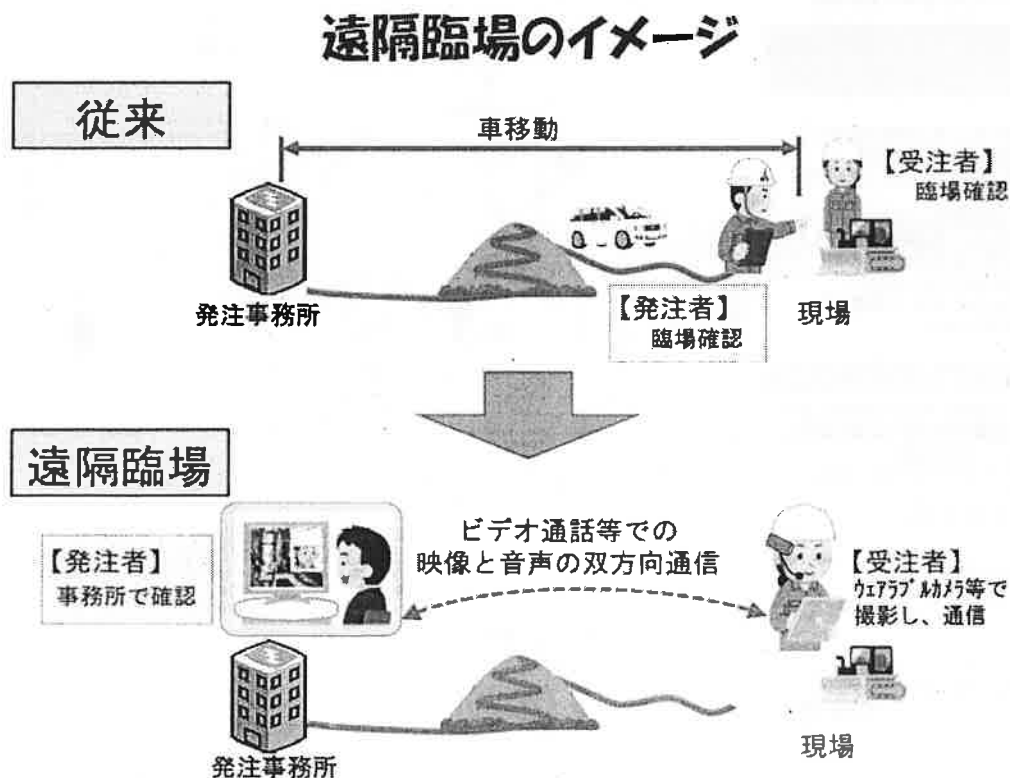
県営繕課が発注する全ての営繕工事

○ 試行開始

令和3年7月1日

○ 実施手続

- ・実施する旨を監督職員と打合せ記録にて協議のうえ決定(費用負担の有無も記載) → 監督員は監督員指示書で実施を指示(費用負担の有無も記載)
- ・実施する場合は、実施方法を打合せ記録に記載。必要書類を添付。
- ・打合せ記録には、立会い等について「臨場」、「机上」、「遠隔臨場」等を区別して記入



【 効 果 】

発注者・・・現場までの移動時間を削減。

受注者・・・立会調整にかかる時間を削減。

※例えば、発注事務所から現場まで、片道1時間の工事にて
10回の遠隔臨場を行った場合は、

●往復2時間×10回＝20時間の削減効果！！



ウェアラブルカメラの例



現場の状況を映像データ等により事務所に報告



現場より送信された映像データ等により事務所で確認

出典：国土交通省HP

・昨年実績がわからなかった。

・スマートフォンでも実施できると。

4-12 使用

7 営繕工事における工事書類の簡素化の試行

○ 概要

受発注者双方の業務負担を軽減するため、「工事書類の簡素化」を試行。
県営繕課作成の「工事事務処理要領」にある「営繕工事現場管理書類一覧」を改正することにより、省略や集約、廃止が可能な工事書類を簡素化。

○ 対象工事

県営繕課が発注する全ての営繕工事

○ 試行開始

令和3年4月1日

※一部下請通知の廃止は令和3年8月1日から適用

○ 主な内容

94種類の工事書類のうち、22種類を以下のとおり簡素化

- ・主要資材発注一覧表や技能士報告書を施工計画書に集約可
- ・休日・夜間作業届書等を工程表又は打合せ記録に集約可
- ・監督員立会写真を廃止
- ・一部下請通知の廃止 ほか

○ 簡素化対象工事書類一覧(R3.8.1以降)

書類名	概要	簡素化の内容
1 登録内容確認書	提出不要	監督員への提示・提出は不要。 「登録のための確認のお願い」も同じ。
2 実施工程表	提出不要	監督員、検査員から請求があった場合に提示できる体制とし、提出は不要。
3 監督員立会確認記録	省略可	工程表や打合せ記録に記載することで省略可。
4 品質管理資料	省略可	搬入時の工事写真を提出することで省略可。
5 設計図書参照確認	提出不要	照査項目チェックリストの提示・提出は不要。
6 主要資材発注一覧表	省略可	施工計画書に発注先等を記載することで省略可。
7 工事材料搬入報告書	省略可	搬入時の工事写真を提出する、打合せ記録に記載する、納品書のコピーを提出することで省略可。
8 一部下請通知書	通知義務廃止	通知の義務付けを廃止する。
9 下請業者の建設業許可通知(写し)	提出不要	上記に伴い提出不要。
10 下請契約書/請書(写し)	提出不要	上記に伴い提出不要。
11 下請業者見積書	提出不要	上記に伴い提出不要。
12 技能士報告書	省略可	技能士の氏名等の必要事項を施工計画書に記載し、資格証明等を添付することで省略可。
13 休日・夜間作業届出書	省略可	工程表や打合せ記録に記載することで省略可。
14 遅延保証証配布状況一覧	省略可	貼付状況報告書等を提出することで省略可。
15 中間下検査写真	廃止	検査状況写真の撮影・提出は不要。
16 中間下検査指摘事項改善報告書	廃止	中間下検査報告書に集約し本様式は廃止。
17 中間検査写真	廃止	検査状況写真の撮影・提出は不要。
18 中間検査指摘事項改善報告書	廃止	中間検査報告書に集約し本様式は廃止。
19 完成下検査写真	廃止	検査状況写真の撮影・提出は不要。
20 完成下検査指摘事項改善報告書	廃止	完成下検査報告書に集約し本様式は廃止。
21 完成検査写真	廃止	検査状況写真の撮影・提出は不要。
22 完成検査指摘事項改善報告書	廃止	完成検査報告書に集約し本様式は廃止。

○ 更なる見直し

施工者及び関係団体等に行ったアンケート調査(R3.11実施)の結果を踏まえ、以下の項目について更なる見直しを検討

- ・主要資材発注一覧表及び工事材料搬入報告書の集約取り止め 監理員に
くいの意見
- ・押印省略
- ・工事日報の廃止
- ・工事写真の電子納品
- ・情報共有システムの導入 など